

平成30年4月10日

保護者の皆様

新宮市立高田中学校

警報時における生徒に対する措置

1. 新宮市に暴風警報または大雨警報のいずれかが発令された時

(1) 生徒の登校前に発令された時

☆午前 7時 の時点で発令中の時は、午前中登校させない。(自宅待機)

☆午前11時 の時点でなお発令中の時は、午後も登校させない。(臨時休校)

☆午前11時 の時点で解除されていたら、午後は『登校』させる。(午後登校)

(家庭で昼食をすませて登校)

(2) 始業時刻後に発令された時

☆教育委員会から学校長あて措置について連絡する。

(生徒を帰宅させる場合は、学校より連絡します。)

☆生徒を帰宅させた場合、その後は上記警報が解除されても登校させない。

2. 上記以外の警報が発令された時

☆原則として通常通り登校する。

(地域によって状況が異なる場合も考えられるので、その地域の状況に応じて適切な措置を講じることもある。)